

# 食品衛生責任者養成講習会の案内

食品を扱う店舗を営業する場合、営業者は施設ごとに食品衛生責任者を定めなければなりません。

この講習会は食品衛生責任者になるための養成講習会です。

**次の資格取得者がお店にいない場合は、必ず受講しましょう。**

**食品衛生責任者として資格が認められている者**（当講習会を受講する必要はありません）

- (1) 食品衛生管理者となる資格を有する者
- (2) 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者となる資格を有する者等
- (3) 食品衛生責任者養成講習会を受講した者

※当協会が開催する「食品衛生責任者養成講習会」は、食品衛生法に基づき大阪府・大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市より指定されている講習会です。

この講習会は、教室型とe-ラーニング（オンライン）型の2種類の受講方法があります。  
詳細は当協会ホームページよりご確認ください。



当協会 HP

## 1. 受講資格

- 中学校を卒業（義務教育を修了）していること。
- 外国籍の方は、日本語が理解でき、在留カード  
又は特別永住者証明書を持っていること。

## 2. 申込方法（インターネットによる申込となり e-mail アドレスが必須となります）

当協会ホームページ（<https://www.ofha.or.jp/>）の「事業のご案内 ①食品衛生責任者」よりお申込ください。（インターネット環境がない方の申込方法は裏面をご覧ください。）

## 3. 講習科目

食品衛生学（2時間 30分）公衆衛生学（30分）、食品衛生法（3時間）、確認テスト

## 4. 受講料等

受講料：10,500円（税込）

支払方法：クレジット決済・コンビニエンスストア決済・ペイジー決済

\*ご注意\*

受講キャンセルにより返金する場合、事務手数料1,500円（税込）がかかります。

（お問い合わせ先） 公益社団法人大阪食品衛生協会

〒541-0044 大阪市中央区伏見町 2-4-6 大阪薬業クラブ 5F

電話:06-6227-5390（平日 9時30分～15時30分）

